

入札契約

根 拠 法 令	解 説
<p>地方自治法</p> <p>第 234 条 売買・賃貸・請負その他の契約は一般競争入札・指名競争入札・随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札・随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>地方自治法施行令 (随意契約)</p> <p>第 1 6 7 条の 2</p> <p>1 地方自治法第 2 3 4 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 3 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 2. 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 3. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 4. 競争入札に付することが不利と認められるとき。 5. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 6. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 7. 落札者が契約を締結しないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体が行う売買・賃貸・請負その他の契約の方法に随意契約が認められている。 • 一般廃棄物処理業務に関する委託は、業務の性質及び目的から競争入札に適さないといえる。 • 競争入札にすることが不利な場合は、随意契約できる。